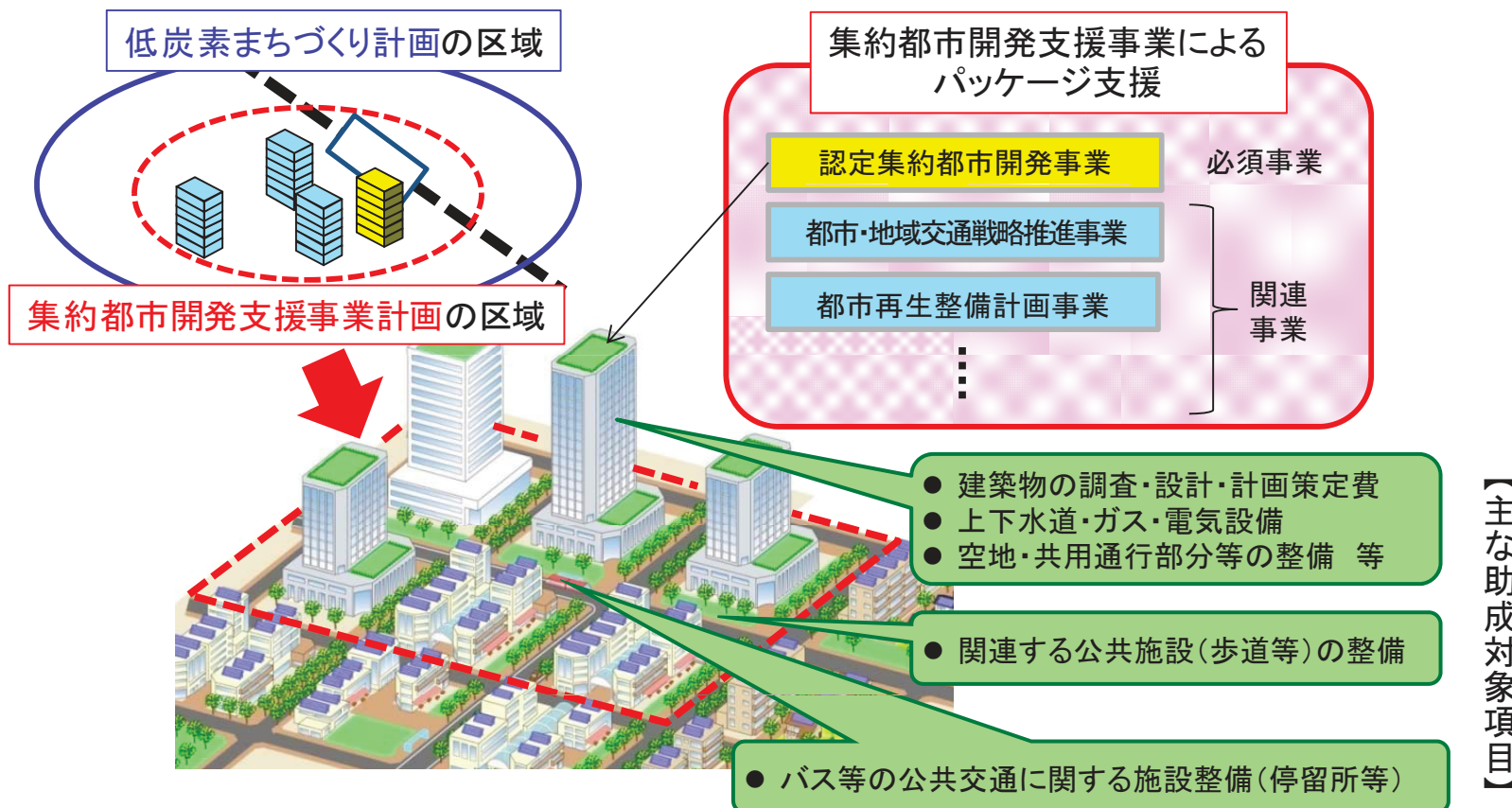


集約都市開発事業 ～支援制度～

- ✓ 認定集約都市開発事業と、同事業と関連して実施される事業とを一体的に支援するため、平成24年度に社会資本整備総合交付金の基幹事業の1つとして「**集約都市開発支援事業**」を創設
- ✓ 市町村が作成する「集約都市開発支援事業計画」に基づき交付金を交付



集約都市開発支援事業計画

以下の事項を記載した集約都市開発支援事業計画を作成。(※ 社会資本総合整備計画に記載)
 ・区域、目標、交付対象事業、計画期間、整備方針、評価に関する事項 等

施策名 (事業名)		集約都市形成支援事業（コンパクトシティ形成支援事業）
目的		人口減少・高齢化等により地域の活力が低下しつつある都市において、拡散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めていくため、医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の中心拠点への移転に際し、旧建物の除却処分や跡地の緑地化費用等へ助成を行うことにより、集約型の都市構造の形成を推進し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする
国の窓口		国土交通省都市局都市計画課 （国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課）
道の窓口 (内線番号)		建設部まちづくり局都市環境課市街地整備係 (29-566)
事業 の 概 要	対象団体	地方公共団体、民間事業者等
	対象事業	1 計画策定支援 次に掲げる計画等の策定を行う事業 ①低炭素まちづくり計画、②立地適正化計画、③広域的な立地適正化の方針、④PRE活用計画 2 コーディネート支援 専門家の派遣等を通じて以下の取組を支援 ①計画策定に向けた合意形成、②計画に基づく各種施策の推進のための合意形成 3 誘導施設等の移転促進の支援 誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援 4 建築物跡地等の適正管理支援 立地適正化計画に跡地等管理区域として位置づけられた区域等における建築物跡地等の適正管理を支援 5 居住機能の移転促進に向けた調査支援 防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援
	採択要件	1 施行者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること 2 対象事業の1に掲げる計画等の目標を達成するために必要な事業であること 3 対象事業の3に掲げる事業後の移転跡地における商業地や住宅地等の都市的土地利用を制限することにより、都市的土地利用の転換を防ぎ、緑地等の状態を維持する取組の継続性が確保されるものであること。 4 対象事業の5に掲げる調査実施後、実際の居住の移転促進に向けた計画の作成、実施に寄与するものであること
	補助率 又は 補助額	(1)低炭素まちづくり計画、立地適正化計画等の作成に要する費用：1/2（直接補助：地方公共団体） (2)コーディネート支援費用：1/2（直接補助）、1/3（間接補助） (3)施設の移転促進費：1/2（直接補助）、1/3（間接補助） (4)建築物跡地等の適正管理支援：1/2（直接補助）、1/3（間接補助） (5)居住機能の移転促進に向けた調査支援：1/2かつ1地方公共団体につき年間500万円
	対象経費	(1)低炭素まちづくり計画、立地適正化計画等の作成に要する費用 (2)コーディネート支援 低炭素まちづくり計画作成やコア施設移転に係る関係者の理解促進、合意形成（合意形成を図るために必要な検討調査等を行う事業）に要する費用 (3)施設の移転促進 ・郊外に立地する公共施設等を中心へ移転促進するための当該施設の除却・処分費 ・移転跡地の緑地整備費 (4)建築物跡地等の適正管理支援 ・調査検討 ・専門家派遣及び管理上必要な敷地整備 (5)居住機能の移転促進に向けた調査支援 移転調査費
	財政支援	
その他		
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

【参考】コンパクトシティ形成支援事業の概要

- 立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりを推進する地方公共団体に対して、重点的な支援を実施。
- 頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施。

計画を作りたい

■ 計画策定の支援

1【計画策定の支援】

	補助対象者	
①立地適正化計画	地方公共団体	市町村都市再生協議会
②PRE活用計画		PRE活用協議会
③広域的な立地適正化の方針		鉄道沿線まちづくり協議会
④低炭素まちづくり計画		

2【コーディネート支援】

計画に基づく各種施策の推進のための合意形成等を支援

移転を促進したい

■ 誘導施設等への支援

3【誘導施設等の移転促進支援】

誘導施設等の跡地の除却処分・緑地等整備の支援

- 医療施設、社会福祉施設等（延床面積1,000㎡※）
- 商業施設（上記と一体的に立地するもの）

※人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の都市のみ、延べ床面積500㎡以上へ緩和

4【建築物跡地等の適正管理等支援】

立地適正化計画に跡地等管理区域として位置付けられた区域等における建築物跡地等の適正管理等を支援

■ 居住機能への支援

5【居住機能の移転促進に向けた調査支援】 ※上限500万円/年

防災対策を位置付けた立地適正化計画に基づく居住誘導区域外の災害ハザードエリアから、居住誘導区域内への居住機能の移転促進に向けた調査を支援

コンパクトシティ形成支援事業の概要



■ 補助率

【1について】

補助対象者：地方公共団体等

補助率：1/2

ただし、立地適正化計画は人口10万人未満かつ人口減少率が20%以上の地方公共団体について550万円まで全額補助

【2～4について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2

ただし、地方公共団体の補助を受けて民間事業者等が実施する事業は、地方公共団体が民間事業者等へ補助する経費の1/2以内かつ事業費の1/3以内

【5について】

補助対象者：地方公共団体と民間事業者等

補助率：1/2 かつ

1 地方公共団体につき年間500万円

施策名 (事業名)		都市構造再編集中支援事業
目的		「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業
国の窓口		国土交通省都市局市街地整備課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)
道の窓口 (内線番号)		建設部まちづくり局都市環境課市街地整備係 (29-566)
事業の概要	対象団体	地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
	対象事業	都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するもの。なお、次の市町村の市町村域において実施される事業等を除く 1 居住誘導区域を定めない区域を規定する法第81条第19項に反して居住誘導区域を定めている市町村 2 原則として居住誘導区域に含まないこととすべき区域を規定する都市計画運用指針に反して居住誘導区域を定めている市町村 3 市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用が行われている市町村
	採択要件	立地適正化計画を公表し、都市再生整備計画を作成・計画書を事前に国へ確認・提出すること
	補助率 又は 補助額	1/2 (都市機能誘導区域内等)、45% (居住誘導区域内等)
	対象経費	上記対象事業に要する費用 詳細については、都市構造再編集中支援事業費補助交付要綱第2編に掲記のとおり
	財政支援	起債措置及び交付税措置 公共事業等債 市町村(指定市含む) 90% 交付税措置 20% (財対分の1/2) ※詳細は起債・交付税担当課に確認のこと
	その他	
中心市街地活性化法との関連		
<input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業 (優遇措置を受けられる項目:) <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

都市構造再編集中支援事業

○「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等

国費率：1 / 2（都市機能誘導区域内等）、45%（居住誘導区域内等）

対象事業

＜市町村、市町村都市再生協議会＞

○都市再生整備計画※に基づき実施される次の事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援。
※市町村が作成する都市の再生に必要な公共公益施設の整備等に関する計画

【基幹事業】

道路、公園、河川、下水道、地域生活基盤施設（緑地、広場、地域防災施設、再生可能エネルギー施設等）、高質空間形成施設（歩行支援施設等）、高次都市施設（地域交流センター、観光交流センター、テレワーク拠点施設等）、都市機能誘導区域内の誘導施設※・基幹的誘導施設（医療、社会福祉、教育文化施設等）、エリア価値向上整備事業等

【提案事業】

事業活用調査、まちづくり活動推進事業（社会実験等）、地域創造支援事業（提案に基づく事業）

【居住誘導促進事業】

住居移転支援、元地の適正管理等

＜民間事業者等＞、＜都道府県等（複数市町村が広域的な誘導施設の立地方針を定めた場合に限る。）＞

○都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設※及び基幹的誘導施設（広域で利用される誘導施設）の整備

－民間事業者に対する支援については、市町村又は都道府県が事業主体に対して公的不動産等活用支援を行う事業であることを要件とし、事業主体に対する市町村の支援額と補助基本額（補助対象事業費の2 / 3）に国費率を乗じて得られた額のいずれか低い額を補助金の額とする。

※誘導施設については、三大都市圏域の政令市・特別区における事業は支援対象外だが、広域連携を行った場合は政令市を支援対象とする。

施行地区

○立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」

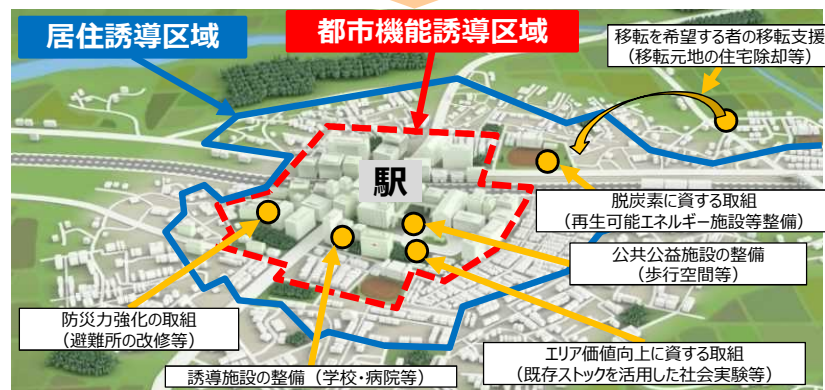
－ただし、都市計画運用指針に反して居住誘導区域に土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンを含めている市町村、市街化調整区域で都市計画法第34条第11号に基づく条例の区域を図面、住所等で客観的に明示していない等不適切な運用を行っている市町村は対象外

○その他、以下の地区においても実施可能

- ・立地適正化計画に基づいて誘導施設を統合・整備する場合、廃止された施設の除却等
- ・都市機能誘導区域及び居住誘導区域に隣接する区域において水辺まちづくり計画がある場合、計画に位置付けられている事業
- ・市街化区域等内の居住誘導区域外において、あるべき将来像を提示している場合、緑地等の整備
- ・居住誘導区域面積が市街化区域等面積の1 / 2以下の市町村の居住誘導区域外、または市街化区域を市街化調整区域に編入した市町村の当該編入した市街化調整区域から、居住誘導区域への居住の誘導を促進するために必要な事業

市町村が立地適正化計画を作成・公表

まちづくりの方針、都市機能誘導区域・居住誘導区域等を設定



まちづくりに必要な事業を都市再生整備計画に位置づけ

市町村が都市再生整備計画を作成・公表

都市構造再編集中支援事業による支援



施策名 (事業名)		社会資本整備総合交付金(中心市街地活性化広場公園整備事業)
目的		商業地域及び近隣商業地域を含む地区において、にぎわいの場、地域イベントなど交流拠点となるなど商店街等の中心市街地の活性化に資する公園・緑地の整備を行うことを目的とする。
国の窓口		国土交通省都市局公園緑地景観課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)
道の窓口 (内線番号)		建設部 まちづくり局都市環境課公園計画係 (29-614)
事業の概要	対象団体	地方公共団体
	対象事業	下記採択要件を満たす都市公園の整備に関する事業
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画 社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた中心市街地活性化広場公園整備事業計画を記載するものとする。 1)計画期間中の整備方針と目標、及びその効果 2)計画期間中の事業実施箇所及び整備内容 3)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 ●都市要件 中心市街地活性化法に基づく「中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための基本的な計画」に位置づけられた地区を含む地区、又は都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画における都市機能誘導区域で、3箇所以上の公園・緑地の整備を行うものであること。 ●面積要件 対象事業の一箇所当たりの面積が500㎡以上であること。 ●総事業費要件 全ての箇所の合計事業費が2.5億円以上であるもの。
	補助率 又は 補助額	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備に要する費用(1/2) ●用地取得に要する費用(1/3)
	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備 ●都市公園の用地の取得
財政支援	起債措置及び交付税措置 公共事業等債 起債充当率90%(通常分50%、財源対策債分40%) 交付税措置20%(財源対策債分の1/2) ※ 上記の詳細は、起債・交付税担当課に照会、確認のこと	
その他		
中心市街地活性化法との関連 <ul style="list-style-type: none"> ■ 直接関係する事業 ■ 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業 (優遇措置を受けられる項目 : <input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業 		

施策名 (事業名)		社会資本整備総合交付金(都市公園ストック再編事業)
目的		地域のニーズを踏まえた新たな活用や都市の集約化に対応した、地方公共団体における都市公園の機能や配置の再編を図ることを目的とする。
国の窓口		国土交通省都市局公園緑地景観課 (国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課)
道の窓口 (内線番号)		建設部 まちづくり局都市環境課公園計画係 (29-614)
事業概要	対象団体	地方公共団体
	対象事業	下記採択要件を満たす都市公園の整備に関する事業
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ●事業計画 1)本事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に、次の各号に掲げる事項を定めた都市公園ストック再編事業計画を記載するものとする。 <ul style="list-style-type: none"> i)計画期間中の再編方針と目標、及びその効果 ii)計画期間中の事業実施箇所及び再編内容 iii)計画期間中の事業実施箇所における概算事業費 2)計画期間は、社会資本総合整備計画の事業期間と整合を図るものとする。 ●都市要件 下記の計画を策定している都市における都市公園の機能や配置の再編を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> 1)立地適正化計画(都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定めた立地適正化計画に限る) 2)緑の基本計画(ただし、子育て支援、高齢社会対応等の課題に対応した都市公園の機能や配置の再編に関する方針が位置づけられている計画に限る) ●総事業費要件 事業計画期間中における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上であるもの。
	補助率 又は 補助額	<ul style="list-style-type: none"> ●施設整備に要する費用(1/2) ●用地取得に要する費用(1/3) ●計画策定に要する費用(1/2)
	対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●都市公園法施行令第31条各号に定める公園施設の整備 ●都市公園の用地の取得 ●都市公園ストック再編事業計画の作成及び計画策定に必要なコーディネートに係る経費
財政支援	起債措置及び交付税措置 公共事業等債 起債充当率90%(通常分50%、財源対策債分40%) 交付税措置20%(財源対策債分の1/2) ※ 上記の詳細は、起債・交付税担当課に照会、確認のこと	
その他		
中心市街地活性化法との関連 <input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input checked="" type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業 (優遇措置を受けられる項目： <input checked="" type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		

施策名 (事業名)		社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金（都市水環境整備下水道事業）
目的		中心市街地の環境改善や防災機能の向上を図るため、汚水処理整備をはじめ、浸水被害の防止、地震対策及び再生水のせせらぎ水路への活用等を目的として行う下水道整備に対して支援を行う
国の窓口		国土交通省水管理国土保全局下水道部下水道事業課 （国土交通省北海道開発局事業振興部都市住宅課）
道の窓口 (内線番号)		北海道建設部まちづくり局都市環境課下水道計画係 （29-618）
事業の概要	対象団体	市町村
	対象事業	(1)新世代下水道支援事業制度に定める水環境創造事業 (2)清流ルネッサンスⅡの計画に位置づけられた下水道事業 (3)上記(1)及び(2)と一体的に実施される下水道事業
	採択要件	
	補助率 又は 補助額	・管渠の整備、終末処理場の用地買収、ポンプ場等 1/2 ・終末処理場の処理施設等 5.5/10 ・その他 1/3～4/10の範囲内
	対象経費	
	財政支援	下水道事業債 100% 都市下水路（4/10）は、公共事業債等 90%
	その他	再生水や雨水を再利用した水路等の良好な水辺空間の創出を行う場合は、「新世代下水道支援事業制度」等を活用当該制度では、下水道管を光ファイバー収容空間として利用し情報化社会構築への支援等を実施する事業主体への支援も実施
中心市街地活性化法との関連 <input type="checkbox"/> 直接関係する事業 <input type="checkbox"/> 法に基づく基本計画が必要な事業 <input type="checkbox"/> 優遇措置を受けられる事業（優遇措置を受けられる項目： <input type="checkbox"/> その他、中心市街地活性化に資する事業		